

《今月の主な記事》

日本年金機構 からのお知らせ.....2	一般財団法人 宮崎県社会保険協会 からのお知らせ6
算定基礎届の提出はお済みですか?2	令和5年度 一般会計収支決算6
社会保険の手続きは電子申請をご利用ください!!3	令和6年度 9月開催予定の社会保険制度講習会についてのお知らせ6
協会けんぽ 宮崎支部 からのお知らせ4	健康啓発ビデオ(DVD)貸し出しのお知らせ7
健康保険証の誤使用にご注意ください4	インフォメーション8
「傷病手当金・出産手当金支給申請書」事業主証明欄の記入について5	年金相談の日程等8

串間市 都井岬火まつり

串間の三大祭りである都井岬火まつりは、大蛇退治の伝説を再現したもので、大蛇に見立てた“柱松”に付けられた、“ツト”という的をめざして、地元の男衆が一斉に松明を投げ込みます。その様子はまさに圧巻で、幻想的です。





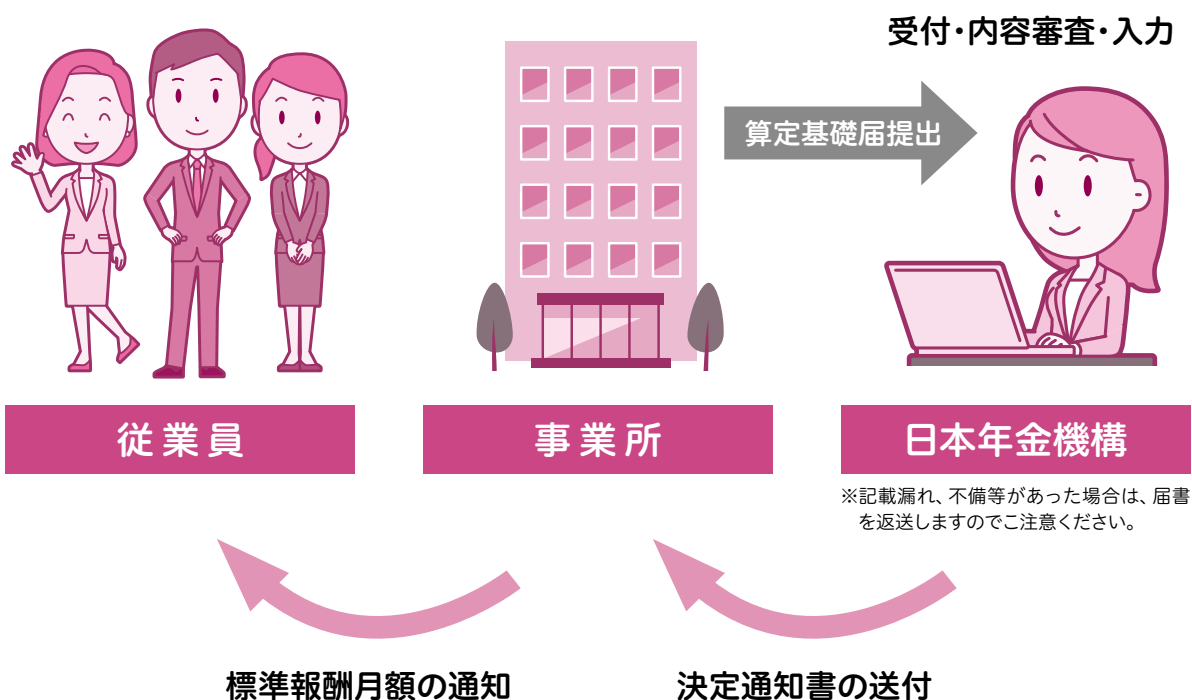
算定基礎届の提出はお済みですか？ 提出期限は令和6年7月10日(水)です。

「算定基礎届」はその年の9月1日から翌年の8月31日までの標準報酬月額を決定するために必要な届書です。

この標準報酬月額は、厚生年金保険料等の計算、将来受け取る年金額の計算および健康保険の給付の計算の基礎となりますので、適正にお届けいただきますようお願いいたします。

ご提出いただいた算定基礎届は、日本年金機構において審査確認を行い、入力処理後順次決定通知書(健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知)をお送りします。

算定基礎届の流れ



決定通知書が届きましたら、決定された標準報酬月額がご提出いただいた届書の内容と相違ないかどうかの確認をお願いします。

また、標準報酬月額については各被保険者の方々に給与明細書などでお知らせください。

- 日本年金機構から送られてきた納入告知書は、毎月保険料額を確認してください。
- 退職された場合や被扶養者でなくなった場合の健康保険証は、すみやかに回収し、資格喪失届に添付してお返しください。

社会保険の手続きは 電子申請をご利用ください!!

電子申請とは申請・届出を、紙やCD・DVDではなく、インターネットを利用して行うことです。

いつでも!

どこでも!

カンタンに!

- 時間にとらわれず、365日、24時間いつでも申請可能
- 自宅や職場からインターネット経由でどこでも申請可能
- 申請時の移動時間や交通費、郵送費等コスト削減が期待できます
- ネットワークはセキュリティに配慮し、安全な仕組みを構築しています。

電子申請のご利用方法

3ステップでカンタンにご利用できます!



※届書作成プログラムとは、届書を簡易に作成・申請できるプログラムで、日本年金機構のHPから無料ダウンロードできます

G Biz ID ってなに?

G Biz IDとは、1つのアカウントで複数の行政サービスにアクセスできる認証システムです。無料で利用することができます。是非、ご利用ください。

「G Biz ID」の詳しい内容、手続きはG Biz IDホームページをご覧ください。



G Biz ID

検索

<https://gbiz-id.go.jp>

ご利用に関する問い合わせは日本年金機構ホームページをご覧ください。
初めて電子申請をご利用する方は「電子申請ご利用案内動画」をご覧ください。
また、よくあるお問い合わせは「電子申請相談チャット」をご利用ください。

お電話での電子申請のご利用に関するお問い合わせ先はこちらです
《年金加入者ダイヤル(日本年金機構電子申請・電子媒体申請照会窓口)》

●0570-007-123(ナビダイヤル)→「2番」をお選びください

●050から始まる電話でおかけになる場合は、03-6837-2913→「2番」をお選びください

(受付時間)月～金曜日:午前8時30分から午後7時/第2土曜日:午前9時30分から午後4時

※祝日(第2土曜日除く)、12月29日から1月3日はご利用いただけません。

協会けんぽ 宮崎支部 からのお知らせ

全国健康保険協会

健康保険証の誤使用にご注意ください

ご注意
ください

退職したとき

75歳になったとき
(後期高齢者医療制度)

家族の扶養から外れたとき

これまでの健康保険証を使用して医療機関等を受診することはできません。
受診の際は新しく加入された健康保険証をご使用ください。

誤って使用しないためにご注意ください

退職したとき

在職時の健康保険証は退職日の翌日から使用できません。

75歳になったとき

これまでの健康保険証は75歳の誕生日から使用できません ※後期高齢者医療制度へ加入の場合
(被保険者(ご本人)が75歳になったときは、扶養に入られているご家族も使用できなくなります。)

家族の扶養から外れたとき

扶養に入っていた時の健康保険証は扶養解除日から使用できません。

- 使用できなくなった健康保険証は速やかにお勤め先へ返却してください。
- 継続して医療機関等を受診している場合は、医療機関等へ健康保険が変更になる旨を伝えてください。

【事業所様へ】

回収された健康保険証は、日本年金機構へお手続き(資格喪失届、被扶養者異動届)される際に必ず添付して返却をお願いします。電子申請の場合は別途日本年金機構へ送付が必要です。
使用できなくなった健康保険証が返却されていない場合は、被保険者へ健康保険証返却のご案内をお送りいたします。

特に多い! 誤った健康保険証の使い方 ~使い方を正しく理解しましょう~

- 1 × 月の途中で退職したけど、今までの健康保険証は月末まで使えるんでしょう?
→使用できません。
- 2 × 退職前から治療している病気は、退職後も今までの健康保険証が使えるよね?
→使用できません。
- 3 × 資格はなくなったけど、今までの健康保険証を提示したら使えたいし…
→使用できません。使用された場合、協会けんぽ負担分(医療費の7割~8割)の医療費を返還していただくことになります。
- 4 × 次の健康保険証ができるまで大丈夫だろう…
→使用できません。



便利

医療機関等受診の際はマイナ保険証をご利用ください。

就職や転職時の健康保険証誤使用を防ぐことができます。

※ 新しい資格情報の反映にはお時間を要します。受診時に資格情報が更新されていない場合は、医療機関へ健康保険が変更になっている旨をお伝えください。



各種申請書はダウンロードして、郵送でご提出ください。

〒880-8546 宮崎市橘通東1-7-4 第一宮銀ビル5階
協会けんぽ宮崎支部 TEL:0985-35-5364

※お問い合わせの際は、お手元に保険証をご用意ください。

ホームページから
「申請書のダウンロード」「メルマガ登録」
ができます！

協会けんぽ 宮崎

検索

「傷病手当金・出産手当金支給申請書」 事業主証明欄の記入について

日頃よりお問い合わせの多い申請書3ページ目「事業主証明欄」について、記入誤りの多い箇所を中心にご案内いたします。ご確認ください、申請書作成時の参考としてください。

① 被保険者氏名を記入

②③ 申請期間中の勤務状況を記入

②申請期間に該当する「年」「月」を記入

③申請期間のうち出勤した日のみに「○」を記入

※「有給」「欠勤」「公休」など、「出勤」以外の記入は不要です。

※初回申請の申請期間1日目に、早退されている場合は、「早」をご記入ください。(記入ある場合、待期間の1日目としてカウントできます。)

- 【記入例】
- 申請期間 → R5.11.1-R5.12.31
 - R5.11.1 → 出勤後、体調不良により早退
 - R5.11.17 → 終日出勤
 - R5.11.18 → 午前中のみ出勤
 - R5.12 → 出勤なし

④ 申請期間中の賃金支払い状況を記入

申請期間のうち「出勤していない日に対して支給した賃金」のみご記入ください。

(出勤された日の賃金や欠勤控除された手当、一時金等は記入不要です。)

【記入例】

- 有給を取得 (R5.11.2 支給額7,000円)
① 05年11月02日 05年11月02日 7000円
- 2日連続で有給を取得 (R5.11.19とR5.11.20 支給額7,000円×2日分)
① 05年11月19日 05年11月20日 14000円
- 月固定の手当を満額受け取る (R5.11 支給額10,000円)
① 05年11月01日 05年11月30日 10000円
- 6か月分一括で支給される手当を満額受け取る (R5.10~R6.3 支給額60,000円)
① 05年10月01日 06年03月31日 60000円

証明内容は支給額の調整対象となります。記入誤りにご注意ください。
※臨時的に支払うものや賞与(年4回未満)は記入不要です。

複数月分を一括で支給する手当等も、その対象期間と支給額をご記入ください。

提出前にご確認ください！

申請期間に対する賃金支払いに関して被保険者申請内容と事業主証明内容は一致していますか？

申請書2ページ目(被保険者記入用)の「確認事項①報酬」欄をご確認ください。

【申請書2ページ目】

⑤ 事業所情報、事業主氏名を記入

証明日は申請期間経過後の日付をご記入ください。【申請期間がR5.11.1-R5.12.31の場合、R5.12.31以降の日付を記入】

一般財団法人 宮崎県社会保険協会 からのお知らせ

一般財団法人宮崎県社会保険協会の収入支出の決算が6月10日の役員会において、全員一致で次のとおり承認されました。

令和5年度 一般会計収支決算

- 収入決算額 57,063,734円
- 支出決算額 42,980,796円
- 収支差額 14,082,938円

収入の部 (単位:円)		支出の部 (単位:円)	
1. 積立金利子収入	595	1. 事業費	26,597,968
2. 受取会費	37,509,400	2. 管理費	16,382,828
3. 雑収益	420,888		
4. 積立金取崩収入	6,065,169		
5. 前期繰越	13,067,682		
計	57,063,734	計	42,980,796

令和6年度第1回新任社会保険事務担当者研修会にご参加ありがとうございました！

本年5月に県内7会場で、当協会主催の新任社会保険事務担当者研修会を開催いたしましたところ、沢山の方々にご参加いただきまして、ありがとうございました。

令和6年12月にも、第2回新任社会保険事務担当者研修会を開催する予定ですので、ご参加の程、よろしく申し上げます。



令和6年5月14日 延岡市社会教育センター会場

令和6年度労働保険等に関する事務講習会にご参加ありがとうございました！

本年6月に宮崎・都城・延岡地区の3会場で、当協会主催の労働保険に関する事務講習会を開催しましたところ、沢山の 方々にご参加いただきまして、ありがとうございました。

当宮崎県社会保険協会では、本年度も事業所の皆様方のお役に立てる研修会・講習会等を開催してまいりますので、今後ともご支援、ご協力を賜りますよう、



令和6年6月12日 宮崎市民文化ホール会場

令和6年度9月開催予定の社会保険制度講習会についてのお知らせ

(一財)宮崎県社会保険協会会員の皆様には、日頃から当協会事業にご理解・ご協力をいただき感謝申し上げます。さて、今年度9月に開催予定の「社会保険制度講習会」については、毎年8月上旬にご案内を差し上げております。この講習会では「社会保険の事務手続き」の冊子を配布しておりますので、引換券に必要事項をご記入の上、ご参加をお待ちしております。

なお当宮崎県社会保険協会会員事業所及び会費を納入いただいた事業所様に、ご案内をさせていただきます。

◎健康啓発ビデオ (DVD) 貸し出しのお知らせ

当協会では、会員事業所の皆様方の健康保持増進に役立てていただきたく、健康啓発ビデオ (DVD) の貸し出しを実施しております。被保険者の健康づくりにご利用ください。

※貸し出し料金は無料です！ (会費未納事業所及び非会員事業所は実費負担となります)

①はじめてのウォーキング&ジョギング



時間:30分
 ・正しい歩き方とは?
 ・スピードウォーキング
 ・その他4項目

②若々しい体をキープエクササイズ&ダイエット



時間:32分
 ・ダイエットの基本
 ・体幹エクササイズ
 ・その他4項目

③ Good-bye ストレス



時間:28分
 ・ストレスとは何か
 ・ストレス対処法
 ・その他5項目

④正しく知れば怖くない がんのお話



時間:25分
 ・がん発生メカニズム
 ・がんと生活習慣
 ・その他4項目

⑤健康サポート体操



時間:60分
 ・ストレッチ体操
 ・タオル体操
 ・その他7種目のトレーニング等

⑥熱中症・冬のヒートショック



時間:42分
 ・熱中症編
 ・ヒートショック編等
 ・それぞれの予防と対策について

⑦毎日筋活部



時間:60分
 ・上、下半身の30秒ストレッチ
 ・4秒及び30秒の筋トレ
 ・その他20種目のチョイトレ

◆ 何種類でもお申込は可能です。 ◆ 貸し出し期間は、2週間までを予定しています。



申込方法 下記の借用申込書にご記入の上、FAXでお申込みください。

お申込先 一般財団法人 宮崎県社会保険協会 TEL(0985) 23-0200

FAX 番号 (0985)23-9077

健康啓発 DVD の借用申込書

申込日 令和 年 月 日

借用希望DVD (〇印を付けてください)	① Vol.1 (ウォーキング) ② Vol.2 (ダイエット等) ③ Vol.3 (ストレス) ④ Vol.4 (がん) ⑤ 健康サポート体操 ⑥ 熱中症&ヒートショック ⑦ 毎日筋活部
借用期間	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日
事業所名	担当者名
住所	電話番号

7・8月の年金相談の受付時間等

宮崎・延岡・都城・高鍋の各年金事務所

- 身分証明書・年金手帳・印鑑をお忘れなく!
- 代理の方が相談される場合は委任状と身分証明書が必要です。
- 休日の年金相談について、予約制になりますので事前にお問い合わせください。

受付区分	実施日	受付時間
7月・8月の平日受付	月曜日 火～金曜日	午前8:30～午後7:00 午前8:30～午後5:15
7月の休日受付	13日(土)	午前9:30～午後4:00
8月の休日受付	10日(土)	午前9:30～午後4:00

7・8月の出張年金相談の日程

(受付時間) 午前10時～午後3時

- 身分証明書・年金手帳・印鑑をお忘れなく!
- 代理の方が相談される場合は委任状と身分証明書が必要です。
- 予約制になっております。(ご予約は管轄の年金事務所まで) 飛び込みのご相談は承っておりません。

会場	7月	8月
串間市役所 会議室	4日(木)	1日(木)
えびの市役所 会議室	11日(木)	8日(木)
西都市役所 市民課年金係	18日(木)	15日(木)
高千穂町役場 町民相談室	18日(木)	15日(木)
小林市役所 1階 相談室	18日(木)	22日(木)
日南市役所 会議室	25日(木)	22日(木)
日向市中央公民館 2階 第4研修室	25日(木)	22日(木)


年金のご相談は「ねんきんダイヤル」へ

0570-05-1165

- 電話料金は一般の固定電話の場合、接続先にかかわらず一律市内電話の接続料金でご利用できます。
- 携帯電話でもご利用できます。
- IP電話。PHSからは「03-6700-1165」にお電話ください。

受付時間

- 月曜日～金曜日(祝日を除く)
午前8:30～午後5:15まで
※毎週月曜日(月曜日が休日の場合は翌以降の開所日初日)は午後7時まで受付時間を延長しています。
- 第2土曜日
午前9:30～午後4:00まで



年金相談・お手続きの際は予約相談をご利用ください

予約の申し込みは「予約受付専用電話」へ!

0570-05-4890


〈予約受付番号受付時間〉月～金(平日)8:30～17:15

- 予約相談希望日の1カ月前から前日まで受付しています。
- ご連絡の際は、基礎年金番号の分かる年金手帳や年金証書をご準備ください。
- お近くの年金事務所でも受付しています。

予約相談の実施時間帯

- 8:30～18:00(月曜日)
- 8:30～16:00(火～金曜日)
- 9:30～15:00(第2土曜日)

※月曜日が祝日の場合は、翌日以降の開所日初日に18:00まで相談予約を実施しています。



協会けんぽからのお願い

保険証が使用できるのは退職日までです。

保険証は退職日の翌日からは使用できません。事業主・事務担当者の皆さまは、従業員の退職時に本人・家族分の保険証回収を徹底していただきますよう適切な事務処理にご協力をお願いします。

街角の年金相談センター宮崎(オフィス)

宮崎県社会保険労務士会に所属する社会保険労務士等が無料でご相談に応じます。

- 相談内容** 国民年金・厚生年金保険の給付に関する相談・手続き等
- 開設場所** 宮交シティ2階(宮崎市大淀4-6-28)
- 相談時間** 月曜日～金曜日 ※祝日・年末年始等を除く 午前8:30～午後5:15まで
- 予約専用電話番号** 0985-63-1066 (お電話による年金相談)は受け付けておりません。

街角年金相談センターは、日本年金機構が「全国社会保険労務士会連合会」に運営を委託しています。

一般財団法人 宮崎県社会保険協会に関するお問い合わせは下記のとこまで

一般財団法人 宮崎県社会保険協会 **0985-23-0200**

一般財団法人 宮崎県社会保険協会ホームページ <https://shahokyo-miyazaki.jp/>

社会保険の手続き・年金制度に関するお問い合わせは下記のとこまで

宮崎年金事務所	0985-52-2111	都城年金事務所	0986-23-2571
延岡年金事務所	0982-21-5424	高鍋年金事務所	0983-23-5111

日本年金機構ホームページ <https://www.nenkin.go.jp/>

健康保険給付の手続き・健康保険任意継続に関するお問い合わせは下記のとこまで

協会けんぽ宮崎支部(全国健康保険協会)

0985-35-5364 (代表) 音声案内でご案内します

全国健康保険協会ホームページ <https://www.kyoukaikenpo.or.jp/>

- 案内「1」 業務グループ(保険給付、保険証の発行、任意継続など)
- 案内「2」 保健グループ(生活習慣病予防健診、特定健診、特定保健指導など)
- 案内「3」 レセプトグループ(レセプト、交通事故による保険使用、医療費のお知らせなど)
- 案内「4」 企画総務グループ(ジェネリック医薬品、健康宣言など)